

## 4 各資金のご案内

### 4-4 教育支援資金



低所得世帯に属する者が以下の学校に就学するために必要な経費を貸し付ける資金

#### 学校教育法に規定する学校【対象となる学校】

- 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）
- 高等専門学校
- 短期大学（専修学校の専門課程を含む）
- 大学

専修学校高等課程及び専門課程については、埼玉県社協で用意する所定の書式に該当する学校が対象になります。

（対象校の概要）

- 工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務関係の分野に属する全学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術に関する学科
- 修業年限が本科は2年以上、専攻科・研究科は「本科（2年以上）継続関係にある」1年以上
- その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつその終期が明確に定められている学科

#### 貸付対象

低所得世帯



#### 資金の内容

**貸付利子** 無利子

**連帯保証人** 原則 不要（世帯の生計中心者が連帯借受人になっていただきます。）

※世帯の状況に連帯保証人を立てていただく場合があります。

**据置期間** 貸付を受けて就学した学校を卒業後6月

資金種類	資金用途	貸付限度額	償還期間
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費（経費例） ①授業料 ②施設設備費、実験実習費、PTA会費等 ③通学定期代 ④その他就学に必要なと認められる経費 ※入学後も継続的に発生する費用	【高等学校】 月額 35,000 円以内 【高等専門学校】 月額 60,000 円以内 【短期大学※専門学校専門課程含む】 月額 60,000 円以内 【大学】 月額 65,000 円以内	20 年以内 1 回の償還元金は 5,000 円以上
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学、又は高等専門学校への入学に際し必要な経費（経費例） ①入学費 ②教科書代 ③制服、体育着代 ④その他入学に必要なと認められる経費 ※入学時に一時的にかかる費用	500,000 円以内	

## 📄 申込に際し必要な書類について

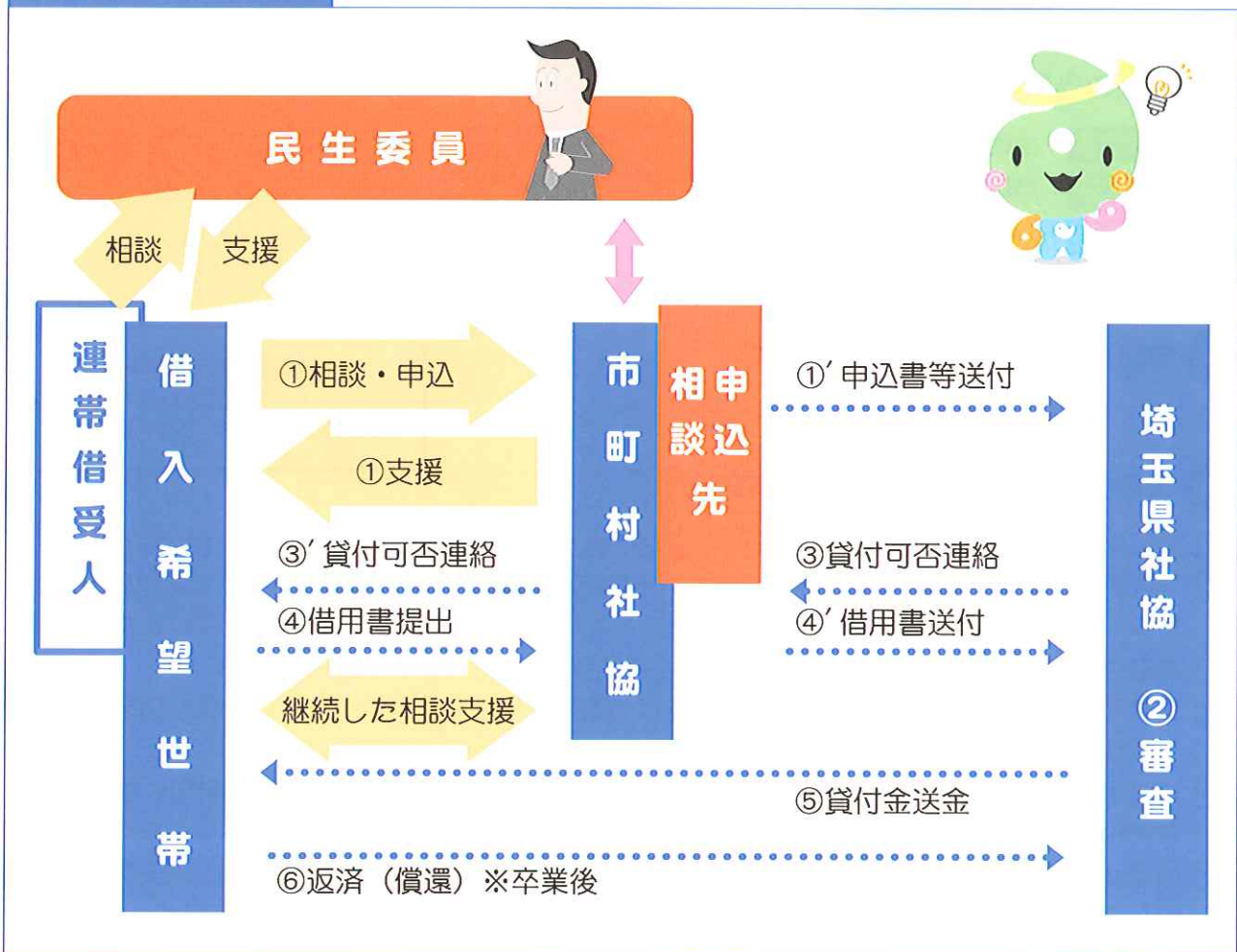
お住まいの市町村社会福祉協議会に、ご確認ください。

## 👉 その他 (P 1~2 もご確認ください)

- 高等学校等就学支援金、私立高等学校等父母負担軽減事業、高等学校等奨学金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫等の制度が優先となります。
- 教育支援費と就学支度費は併用して申込が可能です。
- 申込は、1年ごととしています。
- 申込から資金交付まで約1~2月程度時間を要します。
- 貸付後は使途報告が必要です。
- 償還は貸付を受けて就学した学校を卒業し、据置期間経過した後に開始されます。(退学等、卒業しなかった場合を除く。)  
※貸付により就学した学校を卒業した後に大学等に進学している場合、貸付金の償還を猶予する手続きができる場合があります。ただし猶予には審査が必要です。
- やむを得ない事情により滞納してしまった高等学校の授業料等に対する貸付相談も受付けています。
- 通う予定の学校等が教育支援資金の対象とならない場合は、福祉費(技能習得に必要な経費)での借入相談が可能です。

## 申込等の手続の流れ

※基本的な流れを記載しています。



※貸付後もお困りごとがございましたら、社会福祉協議会までご相談ください。